

松阪市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関する要綱

平成 28 年 10 月 27 日

告示第 297 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、松阪市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成 28 年松阪市告示第 296 号。以下「松阪市実施要綱」という。）に規定する松阪市訪問介護相当サービス、訪問型サービス A、松阪市通所介護相当サービス及び通所型サービス A に係る事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）及び地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(指定等の申請等)

第 3 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による申請は、松阪市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者（指定による訪問型サービス・通所型サービス）指定申請書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定等の更新の申請等)

第 4 条 法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の規定による指定の更新に係る申請は、松阪市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者（指定による訪問型サービス・通所型サービス）指定更新申請書（様式第 2 号）により行うものとする。

2 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(事業者の指定)

第 5 条 第 3 条及び前条に規定した事業所の指定については、申請内容を法第 115 条の 45 の 5 第 2 項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは、その旨を当該申請をした者に松阪市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者（指定による訪問型サービス・通所型サービス）指定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

2 省令第 140 条の 63 の 7 の規定による第 1 号事業者の指定の有効期間は、松阪市実施

要綱において定めるものとする。

(指定の拒否)

第 6 条 前条第 1 項に規定する事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。

(変更の届出等)

第 7 条 指定の申請事項の変更に係るものにあつては松阪市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者（指定による訪問型サービス・通所型サービス）変更届出書（様式第 4 号）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては松阪市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者（指定による訪問型サービス・通所型サービス）廃止（休止、再開）届出書（様式第 5 号）により行うものとする。

(添付書類)

第 8 条 第 3 条から第 5 条までに規定する申請書又は届出書には、省令に定めるもののほか、市長が別に定める書類を添付するものとする。

(事業者情報の提供)

第 9 条 市長は、第 3 条から第 5 条までの規定による申請又は届出の受理をしたときは、指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定（これらの更新又は変更を含む。）、廃止、休止、再開又は指定の辞退の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) その他市長が必要と認める事項

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この事業者の指定等に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

(施行日前の準備行為)

2 この告示の規定は、施行の日以後における介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関し必要な行為に限り、この告示の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則（令和元年 7 月 1 日松阪市告示第 35 号）

この告示は、公表の日から施行する。